

令和5年10月27日

外務省  
財務省  
経済産業省

## イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号 に基づく措置の一部解除について

我が国は、「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の履行について」（平成28年1月22日閣議了解）をもって、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）決議第2231号に基づき各国が実施することとされた措置を履行してきた。

今般、令和5年10月18日に包括的共同作業計画の採択の日から8年が経過したこと（注）を受け、本日付けの閣議了解「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の一部解除について」により、上記平成28年1月22日付けの閣議了解に基づいて講じられた措置のうち、「イランの核兵器運搬手段の開発に関連する貨物及び技術のイランに対する供与、販売若しくは移転又はイランにおける製造若しくは使用に寄与する目的で行うイランへの資金移転を防止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、これを許可することが可能となる措置」、「核物質及び技術等に関連する我が国の会社へのイランによる投資を禁止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、これを許可することが可能となる措置のうち核兵器運搬手段の開発に関連する我が国の会社へのイランによる投資を禁止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、これを許可することが可能となる措置」並びに「イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として国連安保理決議第2231号決議の附属書に指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置」を解除することとし、本日付で関連する外務省告示を改正・廃止するとともに、財務省告示及び経済産業省告示の一部を改正した（改正告示は別添参照。）。

（注）核兵器運搬手段の開発に関連する貨物及び技術のイランに対する供与等、イランにおける製造等に寄与する目的で行うイランへの資金移転及び核兵器運搬手段に関連する我が国の会社へのイランによる投資を国連安保理による事前承認にかからしめる国連安保理決議第2231号の附属書B4並びにイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置について規定する同B6（c）はこれらの規定が、JCPOA（包括的共同作業計画）の採択の日から8年後の日又はIAEA（国際原子力機関）が拡大結論を確認する報告を提出する日のいずれか早い方の日まで適用される旨規定している。

### 連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課

TEL 03-5501-8000 内線 2761

財務省国際局調査課対外取引管理室

TEL 03-3581-4111 内線 5899

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3242

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）

改正後

改正前

一 法第十六条第一項の規定に基づくもの

「イスト 略」

「削る」

一 「同上」

「イスト 同上」

リ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）（以下このちにおいて「対象者」という。）に對するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

リ 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、

イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

リ

ヌ

ル

リ

ヌ

ケ

する目的で行う取引又は行為に係るもの

「同上」

「同上」

「同上」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>ホ 「略」</p> <p>ニ 前号イ及びロに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、前号イ及びロにそれぞれ規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。ホにおいて同じ。）に對しするもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払</p>
<p>ホ 「同上」</p>	<p>ニ 「同上」</p> <p>「イ」ハ 「同上」</p> <p>ニ 前号イ、ロ及びチに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、前号イ、ロ又はチにそれぞれ規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。ホにおいて同じ。）に對しするもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払</p> <p>ナ 「同上」</p> <p>ネ 「同上」</p> <p>ツ 「同上」</p> <p>ソ 「同上」</p> <p>レ 「同上」</p> <p>タ 「同上」</p> <p>ヨ 「同上」</p> <p>カ 「同上」</p> <p>ワ 「同上」</p> <p>ヾ 「同上」</p> <p>ナ 「同上」</p> <p>ネ 「同上」</p> <p>ツ 「同上」</p> <p>ソ 「同上」</p> <p>レ 「同上」</p> <p>タ 「同上」</p> <p>ヨ 「同上」</p> <p>カ 「同上」</p> <p>ワ 「同上」</p> <p>ヾ 「同上」</p> <p>ニ 法第十六条第三項の規定に基づくもの</p>

外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指  
定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）

改正後

改正前

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（法第二十条の二第一号に規定する電子決済手段等の管理に関する契約を含み、ロを除き、当該居住者が当該非居住者から預金又は電子決済手段等を受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）（二、ホ及びチにあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、リに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（法第二十条の二第一号に規定する電子決済手段等の管理に関する契約を含み、ロを除き、当該居住者が当該非居住者から預金又は電子決済手段等を受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）（二、ホ、チ及びリにあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、リに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イ〜チ 略」

「イ〜チ 同上」

「削る」

リ イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の措置の対  
象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定す

リ  
「略」

ヌ  
「同上」

ヌ リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対  
象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定す

ル リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対  
象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定す

る件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号。ルにおいて「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。）  
別表のⅡに掲げるものをいう。）（以下「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者」という。）

- ル 〔略〕
- カ 〔略〕
- キ 〔略〕
- ク 〔略〕
- ケ 〔略〕
- コ 〔略〕
- カ 〔略〕
- キ 〔略〕
- ク 〔略〕
- ケ 〔略〕
- コ 〔略〕
- カ 〔略〕
- キ 〔略〕
- ク 〔略〕
- ケ 〔略〕
- コ 〔略〕

二 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引（ハ、ニ及びト）にあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、又に掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

〔イ〕ト 略

る件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号。クにおいて「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。）  
別表のⅡに掲げるものをいう。）（以下「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者」という。）

- ク 〔同上〕
- ケ 〔同上〕
- コ 〔同上〕
- カ 〔同上〕
- キ 〔同上〕
- ク 〔同上〕
- ケ 〔同上〕
- コ 〔同上〕
- カ 〔同上〕
- キ 〔同上〕
- ク 〔同上〕
- ケ 〔同上〕
- コ 〔同上〕
- カ 〔同上〕
- キ 〔同上〕
- ク 〔同上〕
- ケ 〔同上〕
- コ 〔同上〕

二 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引（ハ、ニ、ト及びチ）にあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ルに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

〔イ〕ト 同上

「削る」

チ  
〔略〕

リ  
〔略〕

ヌ  
〔略〕

ル  
〔略〕

カ  
〔略〕

ワ  
〔略〕

コ  
〔略〕

ケ  
〔略〕

テ  
〔略〕

ネ  
〔略〕

ツ  
〔略〕

チ  
〔略〕

ケ  
〔略〕

二の二  
〔略〕

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の貸付契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引（イ、ロ及び~~ハ~~にあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

「イ、ホ 略」

「削る」

ヘ  
〔略〕

ト  
〔略〕

チ  
イランの核活動等に関与する者

リ  
〔同上〕

ヌ  
〔同上〕

ル  
〔同上〕

カ  
〔同上〕

ワ  
〔同上〕

コ  
〔同上〕

ケ  
〔同上〕

テ  
〔同上〕

ネ  
〔同上〕

ツ  
〔同上〕

チ  
〔同上〕

ケ  
〔同上〕

二の二  
〔同上〕

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の貸付契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引（イ、ロ、~~ハ~~及び~~ヘ~~にあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

「イ、ホ 同上」

ヘ  
イランの核活動等に関与する者

ト  
〔同上〕

チ  
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考  
「略」

「三の二」十略  
ツ| ヲ| ネ| タ| ヨ| カ| マ| ク| ル| ヌ| リ| チ|  
「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」

備考  
「同上」

「三の二」十同上  
ツ| ヲ| ネ| タ| ヨ| カ| マ| ク| ル| ヌ| リ|  
「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）

改正後	改正前
<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらによる本邦から外国へ向けた支払（イ又は<u>ロ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六号において「<u>第一号対象者</u>」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の</p>	<p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらによる本邦から外国へ向けた支払（イ、<u>ロ</u>又は<u>ホ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六号において「<u>第一号対象者</u>」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他</p>



---

当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ）ニ 「略」

「削る」

ホ）ヨ 「略」

二）四 「略」

---

の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ）ニ 「略」

ホ）イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

ヘ）タ 「略」

二）四 「略」

---

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

六・七 「略」

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

六・七 「略」

備考 表中の「」は注記である。

外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子</p>

---

決済手段等の借入契約に該当するものを  
含む。第五号において同じ。）に基づく  
特定資本取引を除く。）であつて次に掲  
げる者との間で行うもの（イ、ロ又はホ  
に掲げる者との間で行うものについて  
は、当該非居住者のために当該非居住  
者以外の名義で行われるものその他の当  
該非居住者のために直接又は間接に行わ  
れるものを含む。）

イ、ホ 「略」

「削る」

---

決済手段等の借入契約に該当するものを  
含む。第五号において同じ。）に基づく  
特定資本取引を除く。）であつて次に掲  
げる者との間で行うもの（イ、ロ、ホ又  
はへに掲げる者との間で行うものにつ  
ては、当該非居住者のために当該非居住  
者以外の名義で行われるものその他の当  
該非居住者のために直接又は間接に行わ  
れるものを含む。）

イ、ホ 「略」

へ イランの拡散上機微な核活動又は核

兵器運搬手段の開発に参与する者とし

て外務大臣が定めるもの（国際連合安

---

へ| |夕| 「略」

三| |五| 「略」

備考 「略」

備考 表中の「|」は注記である。

全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

ト| |レ| 「略」

三| |五| 「略」

備考 「略」